

子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施要領の制定について

平成23年4月1日
例規(子女)第12号
警察本部長

- [沿革] ○平成28年8月例規(子女)第37号
○平成29年3月例規(警)第12号
○平成30年4月20日例規(刑)第9号
○令和5年11月21日例規(刑)第49号
○令和7年3月3日例規(生総)第9号
○令和7年7月28日例規(生総)第42号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施要領

第1 目的

この要領は、子ども対象・暴力的性犯罪が、子どもの心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は再び子ども対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことからかんがみ、これらの者が、出所後に再び子ども対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子ども対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めることを目的とする。

第2 子ども対象・暴力的性犯罪

この要領において、「子ども対象・暴力的性犯罪」とは、別表に掲げる罪であって、被害者が16歳未満の者であるものをいう。

第3 再犯防止措置対象者

この要領において、再犯防止措置対象者とは、子ども対象・暴力的性犯罪により拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑に処された者のうち、次記第5に定める再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録する者をいう。

第4 再犯防止措置実施署の指定等

1 再犯防止措置実施署の指定

本部長は、警察庁から本県を帰住予定先等とする再犯防止措置対象者の出所情報の通知を受けたときは、出所後の帰住予定先を管轄する署を再犯防止措置実施署(以下「実施署」という。)に指定するものとする。

なお、本県が帰住予定先でない場合であっても、関係を有する他の都道府県警察と相互に緊密な連携を保ち、再犯防止に向けた措置に努めるものとする。

2 実施署への通知

生活安全部生活安全総務課長(以下「生活安全総務課長」という。)は、本部長が実施署を指定したときは、実施署の署長(以下「実施署長」という。)に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 再犯防止担当官の指定

実施署長は、原則として、警部以上の階級にある者から、再犯防止担当官（以下「担当官」という。）を指定するものとする。

4 再犯防止に向けた措置の実施体制

再犯防止に向けた措置は、原則として、次の分担により、相互の緊密な連携を保ち、実施するものとする。

（1）生活安全総務課長

生活安全総務課長は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止に向けた措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止に向けた措置の実施について、実施署長を指導する。

（2）実施署長

実施署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため、所要の体制を確立するとともに、再犯防止に向けた措置を実施する上で関係を有する署長と連携し、再犯防止に向けた措置の実施に当たる。

（3）担当官

担当官は、実施署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

第5 再犯防止に向けた措置の実施

1 所在の確認及び面談

（1）出所後の所在確認

実施署長は、出所予定日が到来した場合（仮釈放者にあっては、仮釈放期間が終了した場合、保護観察付一部執行猶予者にあっては、当該猶予期間が終了した場合）、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者にあっては、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者にあっては、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

（2）継続的な所在確認

実施署長は、前（1）により所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

（3）面談の実施

前記（1）又は（2）の所在確認を行う際、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うものとする。

2 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

生活安全総務課長及び署長は、脅威事犯（性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等をいう。）についての情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子どもに対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合においては、生活安全部門と刑事部門を始めとする関係部門が情報の共有等の緊密な連携に配意し、迅速な対応を図るものとする。

3 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放（仮釈放者は、更生保護法（平成19年法律第88号）第40条の規定により保護観察に付される。）又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合は、同法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居）に居住することや、転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、生活安全総務課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保

護観察所との緊密な連携に努めるものとする。

4 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

(1) 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

前記1(1)又は(2)の所在確認において、再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合であって、転居先が判明しているときは、実施署長は、生活安全総務課長を経由し、本部長に転居先を報告するものとする。この場合において、転居先が他の都道府県であるときは、生活安全総務課長において、警察庁及び当該都道府県警察本部長に対し、その旨を通知するものとする。また、警察庁及び他の都道府県警察本部長から、再犯防止措置対象者が本県に転居している旨の通知を受けた場合又は県内で転居した場合は、転居先を管轄する署において継続して再犯防止措置が実施されるよう、第4に定めるところに準じ、実施署の指定等必要な措置を行うものとする。

(2) 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

前記1(1)又は(2)の所在確認において、再犯防止措置対象者がそれぞれの帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合(居住しているか否かが不明である場合を含む。)にあっては、実施署長は、生活安全総務課長を経由し、本部長にその旨を報告するものとする。

第6 登録継続の求め

警察庁では、再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により再検挙されずに一定期間経過したときは、当該再犯防止措置対象者の登録を解除することとしていることから、再犯のおそれがあると判断した場合は、生活安全総務課長において、警察庁に対し登録の継続を求めるものとする。

第7 再犯防止に向けた措置実施上の留意事項

1 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止に向けた措置の実施に当たる者は、再犯防止に向けた措置が、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配意しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

2 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第8 他の都道府県警察との連携等

1 他の都道府県警察との連携

再犯防止に向けた措置を実施する上で、関係を有する署が他の都道府県警察に属するときは、実施署長は、生活安全総務課長を経由して、当該都道府県警察の本部再犯防止措置担当課長を通じ、当該署長に協力を依頼するものとする。また、再犯防止に向けた措置を実施する上で、生活安全総務課長を通じ、他の都道府県警察からの協力依頼を受けた署長は、誠実にこれに当たるものとする。

2 警察庁に対する調整依頼

生活安全総務課長は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、警察庁による調整を依頼するものとする。

第9 関係機関・団体との連携

再犯防止に向けた措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

第10 子ども対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

本部長は、子ども対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについて、第3の規定にかかわらず、警察庁に対し再犯防止措置対象者としての登録の必要があるものとして通知するものとする。

別表（第2）

罪名	法条
不同意わいせつ	刑法第176条
不同意わいせつ未遂	刑法第180条
不同意わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
不同意性交等	刑法第177条
不同意性交等未遂	刑法第180条
不同意性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
監護者わいせつ	刑法第179条第1項
監護者わいせつ未遂	刑法第180条
監護者わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
監護者性交等	刑法第179条第2項
監護者性交等未遂	刑法第180条
監護者性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
わいせつ略取、同誘拐	刑法第225条
わいせつ略取未遂、同誘拐未遂	刑法第228条
強盗・不同意性交等	刑法第241条第1項
強盗・不同意性交等致死、同殺人	刑法第241条第3項
強盗・不同意性交等殺人未遂	刑法第243条
強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第176条
強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第177条
強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第1項
準強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
準強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項
強盗・強制性交等致死、同殺人	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第3項
強盗・強制性交等殺人未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第243条
強制わいせつ未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条

強姦	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 177 条
強姦未遂	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 179 条
強姦致死、同致傷	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 181 条第 2 項
準強姦	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 178 条第 2 項
準強姦未遂	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 179 条
準強姦致死、同致傷	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 181 条第 2 項
集団強姦	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 178 条の 2
集団強姦未遂	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 179 条
集団強姦致死傷	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 181 条第 3 項
強盗強姦	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 241 条前段
強盗強姦致死、同殺人	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 241 条後段
強盗強姦殺人未遂	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 243 条
常習強盗・不同意性交等	盗犯等防止法第 4 条
常習強盗・強制性交等	令和 5 年改正法による改正前の刑法第 241 条第 1 項を引用した盗犯等防止法第 4 条
常習強盗強姦	平成 29 年改正法による改正前の刑法第 241 条前段を引用した盗犯等防止法第 4 条

注

- 1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）を「令和 5 年改正法」と表記している。
- 2 刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）を「平成 29 年改正法」と表記している。
- 3 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和 5 年法律第 9 号）を「盗犯等防止法」と表記している。